

保育所等利用申込み必要書類確認票兼事前面談予約受付票

(令和8年度)

児童氏名： (年 月 日生)

提出書類		確認欄	※市記載欄
【指定様式】子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書			
【指定様式】児童調査票			
【指定様式】保育所等利用に関する同意書			
【指定様式】送迎ステーション利用に関する同意書			
【指定様式】保育所等利用申込み必要書類確認票兼事前面談予約受付票			
保育を必要とする事由を証する書類 (▶12ページ参照)			
同居の20歳以上65歳未満の方全員分	① 就労 (月64時間以上の勤務)	【指定様式】就労証明書 (シフト勤務の場合は直近一ヶ月のシフト表を添付) 自営業の場合は以下の書類のいずれかの写しを就労証明書に添付 ◇既に自営業を開始している場合 開業届、確定申告書、業務委託契約書、収入を証明できるもの(要相談)等 ◇これから自営業を開始する場合 開業届、業務委託契約書、e-tax受信通知、電子申請等証明書等 ※ご準備できない場合は、保育課までお問合せください。	
	② 妊娠、出産	■ 母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日が記載のページ)	
	③ 保護者の疾病、障害	■ ①、②の書類のいずれか ①医師の診断書 ※市所定の様式「医師の診断書(疾病用)」をご使用ください。 ②障害者手帳、療育手帳の写し ※身体障害者手帳7級は事由にあたりません。	
	④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護(月64時間以上の保育の必要性)	■ 医師の診断書 ※市所定の様式「医師の診断書(介護・看護用)」をご使用ください。 ■ ご家族の状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況(保育ができない理由)」「介護・看護に従事している1日の時間及び1か月あたりの日数」をご記載ください。	
	⑤ 災害復旧	■ 罹災証明書 ■ 災害状況についての申立書 ※ 申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況(保育ができない理由)」「期間」をご記載ください。	
	⑥ 求職活動(起業準備を含む)	■ 必要書類はありません	
	⑦ 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む、月64時間以上の就学での保育必要量)	■ 在学証明書 ■ 時間割の写し	
	⑧ その他(書類名:)		
児童や世帯の状況により必要となる書類 (▶22ページ参照)			
該当する項目全て	① ひとり親世帯	■ <離別・未婚・死亡の場合> 戸籍謄本 ※離婚の場合はその日付記載のもの ■ <離婚調停中の別居の場合> 呼び出し状・事件係属証明書 ■ <行方不明・拘禁の場合> 保育課にお問い合わせください	
	② 生活保護法による被保護世帯	■ 受給者証の写し	
	③ 生活中心者が解雇、倒産により生活維持のため就労を要する場合(市内在住の方)	■ 離職票・雇用保険受給資格証などの写し ※ 利用開始月の前1年以内の離職に限ります。	
	④ きょうだい保育所等の利用申込をしていない場合で、幼稚園等以外の施設を利用している場合(市外在住の方)	■ 利用していること及び利用日数が確認できるものの写し(通所受給者証など) ※ 幼稚園の場合、在園証明書は不要です。	
	⑤ きょうだい保育所等の利用申込をしていない場合で、幼稚園等の施設を利用している場合	■ 在園証明書など(入園予定の場合は、入園許可証等、入園することが確認できるもの)	
	⑥ 在宅障がい児・者がいる世帯	■ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書いずれかの写し	
	⑦ 対応を要する重度のアレルギーや重度の疾患等がある場合	■ 保育課にお問合せください。	
	⑧ 療育に通所されている場合	■ 通所受給者証の写し、通所スケジュール等の写し	
	⑨ 白井ふじこども園のインクルーシブ保育を希望の方 ※白井市民・白井市転入予定の方	■ 療育手帳の写し又は通所受給者証の写し	
	⑩ 転入予定	■ 【指定様式】転入手続きに関する同意書 ■ 売買契約書又は賃貸契約書の写し(白井市住所のページと契約のページ・同居の場合は、世帯主の申立書) ■ 父母の住民税課税証明書(所得割額と所得控除の合計額が記載のもの)	
	⑪ 令和7年9月から令和8年8月利用希望で、令和7年1月1日に白井市に住民登録がない	■ 父母の令和7年度住民税(非)課税証明書(所得割額と所得控除の合計額が記載のもの)	
	⑫ 令和8年9月から令和9年8月利用希望で、令和8年1月1日に白井市に住民登録がない	■ 父母の令和8年度住民税(非)課税証明書(所得割額と所得控除の合計額が記載のもの)	
	⑬ 保護者が外国籍の方	■ 在留カード、特別永住者証明書、資格外活動許可証いずれかの写し ※在留期限切れの場合は申込不可	
マイナンバー確認書類 (▶22ページ参照) ※提示			

事前面談予約受付票

申込みを受付しました。事前面談を実施します。
 当日、やむを得ない事情により予約をキャンセルする場合は、速やかに保育課(047-497-3488)までご連絡ください。

日時：令和 年 月 日 () 時 分から15分程度

受付場所：保健福祉センター3階 保育課

持ち物：母子健康手帳

※事前面談には、お子さまと一緒にご来庁ください。 ※ 面談状況により開始時間が遅れる場合もあります。